

東大阪市いじめの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、児童等に対するいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)の趣旨に鑑み、本市における市、学校及び学校の教職員、保護者、関係機関、市民並びに児童等の責務等を明らかにし、及びいじめの防止等のための基本的な事項、組織等について定めることにより、法とあいまって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等の尊厳を保持し、心身の健全な成長に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 法第2条第2項に規定する学校であって、市が設置するものをいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。
- (5) 関係機関 児童相談所、大阪府教育委員会、警察その他のいじめの防止等に関係する行政機関及び民間団体をいう。
- (6) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、いじめの防止等のための対策について、国及び大阪府と協力しつつ、必要な体制の整備その他の施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、学校及び関係機関と緊密な連携を図らなければならない。

- 3 市は、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第4条 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、市民及び関係機関との連携を図りつつ、児童等の状況を把握し、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

- 2 学校は、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等によって、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を築く能力の向上を図り、もっていじめの防止に努めなければならない。
- 3 学校の教職員は、第1項に規定する責務を果たすため、日常的に児童等の言動及び心身の変化に注意を払い、教職員相互の情報の共有に努めなければならない。

(保護者の責務等)

第5条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等の心身の調和のとれた発達を図り、当該児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、学校と連携し、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する自らの理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 保護者は、その保護する児童等のインターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、インターネットを通じたいじめが行われないようにその利用の適切な管理に努めるものとする。
- 5 保護者は、国、大阪府、市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 6 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前各項の規定は、いじめの防止等に関する市及び学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関の責務)

第6条 関係機関は、相互に連携を図りながら、市が行う施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、声かけ等を行うとともに、市、学校及び保護者と連携して児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認めた場合は、速やかに、市、学校又は関係機関に情報を提供するよう努めるものとする。

(児童等の責務等)

第8条 児童等は、いじめを行ってはならず、安心して学校生活を営むことができるよう互いに思いやり、支え合うよう努めるものとする。

(市基本方針の策定)

第9条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「市基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市基本方針には、法第11条のいじめ防止基本方針を参酌して、本市における法第3章に規定する基本的施策に係る事項、法第4章に規定するいじめ防止等に関する措置に係る事項、法第5章に規定する重大事態への対処に係る事項その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市は、少なくとも毎年度1回、市基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

4 市は、市基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(学校いじめ防止基本方針の策定への支援)

第10条 教育委員会は、学校が法第13条の基本的な方針を定めるときは、その策定のための支援を行うものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第11条 学校は、法第22条のいじめの防止等の対策のための組織を置かなければならない。

(関係機関との連携の促進)

第12条 市は、市、学校及び関係機関相互の連携を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第 13 条 市は、いじめ防止等に係る施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を当該施策に反映させるものとする。

(いじめ防止推進月間)

第 14 条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について市民の理解と関心を深め、いじめの防止等を図るため、毎年7月をいじめ防止推進月間として必要な広報その他の啓発活動を実施するものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 市は、いじめの防止等に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(いじめ問題連絡協議会)

第 16 条 関係機関の連携を図るため、法第 14 条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、関係機関その他の関係者により構成される東大阪市いじめ問題連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

2 連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(いじめ問題サポート専門委員会)

第 17 条 いじめの防止等の対策を実効的に行うようにするため、法第 14 条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、東大阪市いじめ問題サポート専門委員会(以下「サポート専門委員会」という。)を置く。

2 サポート専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等のための学校及び学校の教職員の支援に関する事項
- (3) その他いじめの防止等に関する重要事項

3 サポート専門委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

4 サポート専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、サポート専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(いじめ問題調査専門委員会)

第 18 条 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、教育委員会の附属機関として、東大阪市いじめ問題調査専門委員会(以下「調査専門委員会」という。)を置く。

2 調査専門委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、重大事態ごとに、教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者

(3) 学識経験者

(4) その他教育委員会が適当と認める者

3 調査専門委員会は、前項の規定により重大事態ごとに委嘱された委員で構成される合議体で調査を行う。

4 調査専門委員会に、調査のため必要があるときは、調査員を置くことができる。

5 調査専門委員会の委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 調査の対象となる重大事態に特別の利害関係を有する者は、調査専門委員会の委員及び調査員になることができない。

7 前各項に定めるもののほか、調査専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(いじめ問題調査委員会)

第 19 条 法第 30 条第 2 項の規定による調査を行うため、市長の附属機関として、東大阪市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

2 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 調査委員会に、調査のため必要があるときは、調査員を置くことができる。

4 調査委員会の委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について、特別の利害関係を有する調査委員会の委員は、当該結果についての調査に加わることができない。

6 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(重大事態への対処)

第 20 条 市長及び教育委員会は、法第 30 条第 2 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 42 年東大阪市条例第 107 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(令和 3 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。